

	都道府県	市区町村名 (漢字)	団体コード	受領書類名	条例	規則・ 細則	その他
228	愛知県	オカザキシ 岡崎市	232025	・岡崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬等に関する法律関係	無	有	有
229	愛知県	イチノミヤシ 一宮市	232033	・一宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・一宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則実施要綱 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
232	愛知県	ツシマシ 津島市	232084	・津島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂、火葬場の手続き	無	有	有
234	愛知県	カリヤシ 刈谷市	232106	・鏡文 ・刈谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
236	愛知県	アンジョウシ 安城市	232122	・安城市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
238	愛知県	ガマゴナリシ 蒲郡市	232149	・鏡文 ・蒲郡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
239	愛知県	コウナンシ 江南市	232173	・鏡文 ・江南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・江南市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可その他	無	有	有
244	愛知県	オウリアサヒシ 尾張旭市	232262	・尾張旭市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	無	有	有
214	岐阜県	カニシ 可児市	212148	・鏡文 ・可児市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・可児市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱規程	無	有	有
251	三重県	ツシ 津市	242012	・津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則 ・墓地経営許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
253	三重県	イセシ 伊勢市	242039	・伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
254	三重県	マツサカシ 松阪市	242047	・鏡文 ・松阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・松阪市墓地経営許可等に関する事務取扱要綱	無	有	有
255	三重県	クワナシ 桑名市	242055	・鏡文 ・桑名市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・桑名市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
256	三重県	ナバリシ 名張市	242080	・名張市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・名張市墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する事務取扱要	無	有	有
257	三重県	イガシ 伊賀市	242161	・鏡文 ・伊賀市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・伊賀市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要綱	無	有	有
310	和歌山県	タナベシ 田辺市	302066	・田辺市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地の経営許可フロー	無	有	有
260	滋賀県	ナガハマシ 長浜市	252034	・鏡文 ・長浜市墓地経営の許可等に関する規則 ・長浜市墓地経営の許可等に関する指針	無	有	有
263	滋賀県	リットウシ 栗東市	252085	・栗東市墓地等経営許可に関する規則 ・栗東市墓地等審査会設置規定	無	有	有

都道府県	市区町村名 (漢字)	団体コード	受領書類名	条例	規則・ 細則	その他
265	滋賀県 高島市	252123	・鏡文 ・高島市墓地等の経営許可等に関する規則 ・高島市墓地等経営許可事務取扱要綱 ・様式等	無	有	有
268	京都府 京都市	261009	・鏡文 ・京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・京都市墓地等許可取扱要綱	無	有	有
269	京都府 宇治市	262048	・鏡文 ・墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
271	京都府 長岡京市	262099	・鏡文 ・長岡京市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・長岡京市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
272	京都府 京田辺市	262111	・鏡文 ・京田辺市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・京田辺市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
306	奈良県 橿原市	292052	・橿原市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・橿原市墓地等の経営の許可等に関する基準	無	有	有
312	鳥取県 鳥取市	312011	・鏡文 ・鳥取市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂または火葬場経営等許可事務取扱要領	無	有	有
313	島根県 松江市	322016	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂及び火葬場経営許可事務取扱要領	無	有	有
321	広島県 三次市	342092	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・三次市墓地等許可関係事務処理要領 ・個人墓地の許可申請の方法について	無	有	有
327	山口県 萩市	352047	・鏡文 ・萩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・萩市墓地等の経営の許可等に関する事前協議要綱	無	有	有
328	山口県 防府市	352063	・鏡文 ・防府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・防府市墓地経営の許可に関する要綱	無	有	有
329	山口県 下松市	352071	・鏡文 ・下松市墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則実施要領 ・下松市墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則	無	有	有
338	香川県 観音寺市	372056	・鏡文 ・観音寺市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・観音寺市墓地経営の許可に関する要綱	無	有	有
343	福岡県 北九州市	401005	・鏡文 ・北九州市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営許可取扱要綱 ・北九州市民営墓地取扱要綱 ・墓地、埋葬等に関する法律事務処理内規	無	有	有
348	福岡県 飯塚市	402052	・鏡文 ・飯塚市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・飯塚市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
349	福岡県 柳川市	402079	・鏡文 ・柳川市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地等の経営の許可等に関する事務取扱マニュアル	無	有	有
354	福岡県 古賀市	402231	・鏡文 ・古賀市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地・納骨堂の経営許可申請の手引き	無	有	有
355	福岡県 福津市	402249	・鏡文 ・福津市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・福津市墓地等の経営の許可等に関する事務処理要領	無	有	有
366	熊本県 荒尾市	432041	・鏡文 ・荒尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・荒尾市墓地等許可事務処理要領	無	有	有
369	熊本県 合志市	432164	・鏡文 ・合志市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・合志市墓地等許可事務処理要領	無	有	有
378	宮崎県 日向市	452068	・鏡文 ・日向市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬等に関する経営許可事務手続要領	無	有	有

	都道府県	市区町村名 (漢字)	団体コード	受領書類名	条例	規則・ 細則	その他
379	鹿児島県	カゴシマシ 鹿児島市	462012	鏡文 鹿児島市墓地、埋葬に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営等に関する運用指針	無	有	有
386	沖縄県	イトマンシ 糸満市	472107	鏡文 糸満市墓地等の経営許可等に関する規則 糸満市墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 糸満市墓地開発に関する指導要綱	無	有	有
7	北海道	エニワシ 恵庭市	012319	鏡文 恵庭市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
8	北海道	キタヒロシマシ 北広島市	012343	鏡文 北広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
11	青森県	ハチノヘシ 八戸市	022039	鏡文 八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
12	青森県	トワダシ 十和田市	022063	鏡文 十和田市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
13	青森県	ムツシ むつ市	022080	鏡文 むつ市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
25	山形県	ヨネザワシ 米沢市	062022	鏡文 米沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
27	山形県	テンドウシ 天童市	062103	鏡文 天童市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
32	福島県	イワキシ いわき市	072044	鏡文 いわき市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
36	福島県	ミナモトウマシ 南相馬市	072125	鏡文 南相馬市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
48	栃木県	ウツノミヤシ 宇都宮市	092011	鏡文 宇都宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
51	栃木県	サノシ 佐野市	092045	鏡文 佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
52	栃木県	カヌマシ 鹿沼市	092053	鏡文 鹿沼市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
53	栃木県	ニッコウシ 日光市	092061	鏡文 日光市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
56	栃木県	オオタワラシ 大田原市	092100	鏡文 大田原市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
182	富山県	ヒメシ 氷見市	162051	鏡文 氷見市墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関する規則	無	有	無
185	石川県	ナナオシ 七尾市	172022	鏡文 七尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
188	石川県	ハクサンシ 白山市	172103	鏡文 白山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
193	福井県	サバエシ 鯖江市	182079	鏡文 墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
194	福井県	サカイシ 坂井市	182109	鏡文 坂井市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
211	岐阜県	ミナモトシ 美濃加茂市	212113	鏡文 美濃加茂市墓地等の経営の許可等に関する法律施行規則	無	有	無
213	岐阜県	カカミガハラシ 各務原市	212130	鏡文 各務原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
227	愛知県	トヨハシ 豊橋市	232017	鏡文 豊橋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
230	愛知県	セトシ 瀬戸市	232041	鏡文 瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
231	愛知県	トヨカワシ 豊川市	232076	鏡文 豊川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
233	愛知県	ハキナンシ 碧南市	232092	鏡文 碧南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
235	愛知県	トヨダシ 豊田市	232114	鏡文 豊田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
237	愛知県	ニシオシ 西尾市	232131	鏡文 西尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
240	愛知県	コマキシ 小牧市	232190	鏡文 小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・申請書等	無	有	無
241	愛知県	トウカイシ 東海市	232220	鏡文 東海市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
242	愛知県	オオフシ 大府市	232238	鏡文 大府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
243	愛知県	チリュウシ 知立市	232254	鏡文 知立市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
246	愛知県	ニッシンシ 日進市	232301	鏡文 日進市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無

	都道府県	市区町村名 (漢字)	団体コード	受領書類名	条例	規則・ 細則	その他
247	愛知県	タハラシ 田原市	232319	・鏡文 ・田原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
248	愛知県	キタナゴヤシ 北名古屋市	232343	・北名古屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
249	愛知県	ミヨシシ みよし市	232360	・みよし市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
252	三重県	ヨシカイチシ 四日市市	242021	・鏡文 ・四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
270	京都府	ジョウヨウシ 城陽市	262072	・鏡文 ・城陽市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
274	大阪府	オオサカシ 大阪市	271004	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営等の許可に関する審査基準	無	有	無
298	兵庫県	アシヤシ 芦屋市	282065	・鏡文 ・芦屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
299	兵庫県	カコガワシ 加古川市	282103	・鏡文 ・加古川市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
300	兵庫県	タカラツカシ 宝塚市	282146	・鏡文 ・宝塚市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
302	兵庫県	タカサゴシ 高砂市	282162	・鏡文 ・高砂市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
303	兵庫県	カワニシ 川西市	282171	・鏡文 ・川西市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
307	奈良県	イノマシ 生駒市	292095	・生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
308	奈良県	カシバシ 香芝市	292109	・鏡文 ・香芝市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
311	和歌山県	キノカワシ 紀の川市	302082	・鏡文 ・紀の川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
319	広島県	ヒロシマシ 広島市	341002	・鏡文 ・広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
320	広島県	ルシ 呉市	342025	・鏡文 ・呉市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
322	広島県	ヒガシヒロシマシ 東広島市	342122	・鏡文 ・東広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
330	山口県	イワケニシ 岩国市	352080	・鏡文 ・岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
331	山口県	ヒカリシ 光市	352101	・鏡文 ・光市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
332	山口県	シユウナンシ 周南市	352152	・鏡文 ・周南市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
340	愛媛県	ニハマシ 新居浜市	382051	・鏡文 ・新居浜市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・申請書等	無	有	無
347	福岡県	ノオガタシ 直方市	402044	・鏡文 ・直方市墓地等経営許可に関する規則 ・申請書等	無	有	無
351	福岡県	カスガシ 春日市	402184	・鏡文 ・春日市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・様式	無	有	無
352	福岡県	オオノジョウシ 大野城市	402192	・鏡文 ・大野城市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
353	福岡県	ダイサイフシ 太宰府市	402214	・鏡文 ・太宰府市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
356	福岡県	アサクラシ 朝倉市	402281	・鏡文 ・朝倉市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
367	熊本県	ヤマガンシ 山鹿市	432083	・鏡文 ・山鹿市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
368	熊本県	ウキシ 宇城市	432130	・鏡文 ・宇城市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
376	宮崎県	ノボオカシ 延岡市	452033	・鏡文 ・延岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
382	鹿児島県	キリシマシ 霧島市	462187	・鏡文 ・霧島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
384	沖縄県	キノワシ 宜野湾市	472051	・鏡文 ・宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
387	沖縄県	オキナワシ 沖縄市	472115	・鏡文 ・沖縄市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
388	沖縄県	トビグスクシ 豊見城市	472123	・鏡文 ・豊見城市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
	その他	12市			無	無	有

1-2. 散骨に関する条例等の状況

以下は「散骨」を巡る具体的動きをまとめる。

まずは平成6年6月、東京都多摩川水源林（公有地）内に散骨が行われたことから、地元市町村長がこの水源林（公有地）を管理している都水道局に対して、何故、認めたのか、以後、認めないように求めた要望書を提出している。散骨を実施した「団体」は、地元関係者に対して「東京都から許可は得た」という説明をしていたが、東京都は「『そうしたこと（散骨）を行いたい』との旨の希望はあったが、これを了承したという事実はない」その説明の真偽が定かならぬ状態で、関係者は当該市町村と協議、前記の要望書の提出にするに至った。

この問題からしばらくして、平成16年に入ると北海道の長沼町が、その町内に設置が予定されている「ホロナイ樹本葬森林公園」を牽制する動きが出てきた。

その詳細については、後述「『ホロナイ樹水葬森林公園』とこれにより改正された『長沼町さわやか環境づくり条例』」を参照されたい。長沼町では散骨を墓理法に組み込むことはせずに、環境美化活動の対象として、廃棄物処理法を根拠法令としているところにポイントがある。

散骨に関する条例・規則等がある“主な”地方公共団体

北海道長沼町—平成17年3月16日に条例第10号（改正：平成24年3月27日条例第15号）として日本国内で初となる散骨を禁止する条例を公布。町内に樹木葬を目的としたサービスができ、これに対して地元住民達より苦情が上がり、議題に提出され条例ができた。第11条の中に「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない」という条例が組み込まれ、散布する場所を提供することを業とした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処するとある。パイオニア的なものともいえるので下記「参考②」に掲げた。

北海道七飯町—七飯町内において事業者による法定外の葬法が提起された場合を想定し、平成18年4月1日に正式に施行された。地域関係者の法的権限が増し、罰則などは制定されていないが散骨業を行おうとするものは事業計画書の提出などを求められ、町の許可が必要となる。これについてもパイオニア的なものともいえるので下記「参考④」に掲げた。

北海道岩見沢市—平成19年9月18日規則第29号として「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例施行規則」が施行されている。参照一

http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/reiki/iwa/reiki_honbun/e300RG00000905.html

長野県諏訪市—諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年3月28日規則第2号）に、墓地や納骨堂の他、「散骨場」も加え、改正、墓地等と同様に規制。平成20年12月1日から施行。

参照一http://www.city.suwa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae70703351.html

埼玉県秩父市—秩父市環境保全条例（平成17年4月1日条例第187号）にて規制。長沼町の場合と同様に、散骨を墓埋法ではなく、環境の保全の対象としているところにポイントがある。参考—

http://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000540.html

埼玉県本庄市—平成22年3月31日条例第1号として「本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例」が制定・施行されている。参考—http://www1.g-reiki.net/honjo/reiki_honbun/r293RG00001091.html

静岡県御殿場市—平成21年3月9日条例第19号として「御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例」が制定された。現時点で確認された範囲で最も新しい「条例」なので下記「参考⑤」を掲げた。

国、地方公共団体における規制

墓埋法により墓地などをとりまく行政運用の多くは、自治事務として行われており、その中でも「散骨」については適正な管理を行う対象として、一定の見解が示されている。

厚生労働省では、「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について（平16・10・22健衛発1022001）」の中で、「一般的に言えば、地面に穴を掘り、その穴の中に焼骨をまいた上で、①その上に樹木の苗木を植える方法により焼骨を埋めること、または、②その上から土や落ち葉等をかける方法により焼骨を埋めることは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第4条にいう『焼骨の埋蔵』に該当するものと解され」との見解を示している。

また、「散骨」に関して幾つかの自治体（北海道七飯町、長野県諏訪市等）が、散骨に関して条例等を設けて規制している。北海道の七飯町では、散骨・自然葬などを「法定外の葬法」と規定し、町内において事業者がこの葬法を提起した場合に備えて、「七飯町の葬法に関する要綱」を制定し、平成18年4月1日から施行している。

要綱では、町長が事業者に対して、「法定外の葬法」に関する事業を計画する場所（事業計地）から除くよう指導する区域として、学校、病院、身体障害者施設や都市公園、河川などの敷地境界から110m以内の区域、取水区域の境界や隣接市町の境界から500m以内の区域など、公共の福祉の見地から細かく規定されている。

また、事業計画地以外で事業者が計画する場合、説明会を開き町内会から会員の総意の承諾書を得た上で、町長に説明することとし、さらに町内会などの承諾を得られた場合でも、地域関係者以外の不特定多数の町民が受け入れがたい旨の意志を表明した時には、町長が町民の意思を重視するよう事業者に指導することも定めている。

また、長野県諏訪市では、墓地や納骨堂、火葬場の経営許可基準を定めた「墓地等の経営の許可等に関する条例」に「散骨場」を対象に加え、散骨場を経営する事業者は、予定地域周辺の自治会に説明会を間断回意を得たうえで市長の許可を受けなければならないとする許可制の項目を加えている。この改正の背景には、市内の宗教団体が「自然葬霊場」を設置しようとしたことに端を発したものと考えられるが、「散骨自体を規制することは、基本的人権に抵触する可能性もある」（平成18年1月27日付信濃毎日新聞）との考えがあったものと考えられる。

上記のように散骨についての地方公共団体の地域の実情は異なるものであることから、これらを踏まえ、条例

も様々な形態がとられていることがうかがえ、別添のとおり、各地方公共団体の条例等を項目毎に以下のとおり整理を行った。

散骨に関する条例の整理

	長沼町 (条例)	諏訪市 (条例)	岩見沢市 (条例)	秩父市 (条例)	御殿場市 (条例)	本庄市 (条例)	七飯町 (要綱)
制定	H17.3.16	H18.3.27	H19.9.18	H20.12.18	H21.3.9	H22.3.31	H18.3.14
散骨の定義	<p>焼骨を散布</p> <p>焼骨 人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものも含む）</p> <p>散布 物を一定の場所にまくこと</p>	<p>散骨場</p> <p>散骨を行うために、散骨場として市長の許可を受けた区域</p>	<p>散骨</p> <p>焼骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表に散布して葬ること</p> <p>散骨場</p> <p>散骨を行うための区域として市長の許可を受けた区域</p>	<p>焼骨</p> <p>人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものを含む）</p> <p>散布</p> <p>物を一定の場所にまくこと</p>	<p>散骨場</p> <p>火葬により生じた骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表等へ散布を行うための区域として、市長の許可を受けた事業区域</p>	<p>散骨場</p> <p>火葬により生じた骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表等へ散布を行うための施設</p>	<p>焼骨</p> <p>死体を葬るために、これを焼くことにより生じた骨（その形状が粉末状又は顆粒状のものを含む）</p> <p>法定外の葬法</p> <p>死体又は焼骨を土中に葬る若しくは焼骨を収蔵する以外の葬法をいう。</p>
散骨の制限	<p>何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。</p>	<p>散骨場を經營しようとする者は市長の許可を受けなければならない。</p> <p>申請書には、散骨場に隣接する土地の所有者の同意書、散骨場の使用希望者の連名簿、事前説明会の対象自治会（設置場所から 200m以内に存する自治会）の同意書を添付する。</p>	<p>散骨場を經營しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>散骨は、散骨場以外の区域において、これを行ってはならない。</p>	<p>何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。</p>	<p>計画者は、散骨事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>散骨場を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>町長は、事業者が事業計画地を設定するときは、以下の区域を除くよう指導し、事業者はこれを遵守するものとする。</p> <p>①次の施設にかかる土地の敷地境界から 110m 以内の区域</p> <p>ア 学校、病院等</p> <p>イ 都市公園</p> <p>ウ 都市計画法上の公園、広場その他の公共の用に供する空地</p> <p>エ その他、国道等の</p>

						道路、軌道、河川、公共施設及び人家 ② 団地の区域内、50戸連たん地域内、その他町長が集落をなしていると認める機器内及びその境界から110m以内の区域 ③ 用途地域内及びその境界から110m以内の区域 ④ 都市計画道路函館新道及び七飯通の都市計画決定区域及びその境界から200m以内の区域 ⑤ 水道水源等に影響を及ぼすおそれのある区域（取水区域及び取水区域の境界から500m以内の区域） ⑥ 自然公園の区域 ⑦ 北海道自然保護条例第6条第2項の規定に基づき指定された地区 ⑧ 七飯町と隣接する他の市町との区域境から500m以内の区域 ⑨ その他町長が公
--	--	--	--	--	--	--

							衆衛生その他公共の福祉に著しい影響を与えると認める場所
散骨場以外の区域で散骨が許容される場合			散骨場以外の区域において散骨を行うとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 市長は、当該届出があった場合において、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、当該散骨に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該散骨に係る区域に立ち入り、当該散骨に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。	市長が別に定める場合には、墓地以外の場所で焼骨を散布することができる。			
申請前の協議		申請予定者は、墓地等の経営の計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。			計画者は、散骨事業の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。	申請予定者は、申請書の提出前に、規則で定めるところにより、散骨場の設置計画につい	町長は、事業者が地域関係者の承諾を得た場合であっても、地域関係者以外の不特定多数の七飯町民が事

						て市長と協議しなければならぬ。	業計画について受け入れがたい旨の意思を表明したときは、町民の意思を重視するよう事業者に対して指導するものとする。
事前説明会		申請予定者は、当該申請の前に、墓地等の経営の計画について説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。			事業計画地から周囲 300mに含まれる自治会等に対し、当該散骨事業の計画について説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。	<p>近隣住民（散骨場の敷地の境界から300m以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建築物を所有する者）に対し、散骨場の設置等計画についての説明会を開催しなければならない。</p> <p>近隣住民は、申請予定者に対し、散骨場の設置等計画について意見の申出をすることができる。</p>	<p>事業者は、事業計画地から除かれるものとされている区域を除く事業計画地について、以下の地域関係者に対して事前説明会を開催し、事業計画について書面により承諾を得るものとする。</p> <p>① 事業計画に係る敷地の境界に接する土地の所有者及び当該土地を使用する権利を有する者又は管理する者</p> <p>② 事業計画に係る敷地を区域に含む町内会</p> <p>③ 事業計画に係る敷地の境界からおおむね 500mの範囲内の居住者及びその居住者が属する町内会</p> <p>④ 事業計画に係る敷地の境界からおお</p>

設置場所 の規制 施設基準	<p>①国県道その他重要な道路、鉄道、軌道及び河川から50m以上隔てること</p> <p>②人家等輻輳地より200m以上の距離を有すること</p> <p>③土地は高燥な所を選び湿潤な所を避けること</p> <p>④飲用水が汚染されるおそれのない所であること</p> <p>⑤境界を画し、かつ、清潔美化の措置をすること</p> <p>散骨場の境界には、障壁及び密植した低木の垣根を設けること。</p>	<p>①次に掲げる施設に係る土地の敷地境界からおおむね500m以上離れている場所であること</p> <p>ア 学校、病院等の施設</p> <p>イ 都市公園</p> <p>ウ 都市計画法上の道路、公園、広場、貯水施設等</p> <p>エ 森林公園</p> <p>オ 国道等の道路、軌道、河川、湖沼、公共施設、農地、店舗、人家等</p> <p>②用途地域外の場所及びその境界からおおむね500メートル以上離れている場所</p> <p>③上水道供給施設及び水源等に影響を及ぼすおそれのない場所</p> <p>④北海道自然環境</p>	<p>「市長が別に定める場合」は、焼骨の散布が以下のいずれにも該当しない場合とする。</p> <p>①焼骨の散布に係る事業者がその事業を行うために設けた場所でないこと。</p> <p>②あらかじめ隣地土地所有者から同意を得ていること又は隣地境界から100m以上離れていること。</p> <p>③公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であること。</p>	<p>計画者は、あらかじめ散骨場と境界を接する土地所有者の同意を得なければならない。</p> <p>市長は、散骨事業の計画が、次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をすることはできない。</p> <p>①散骨場は、計画者が所有し、かつ、地上権等が設定されていないこと。</p> <p>②散骨事業者は、散骨場の土地の所有権の一部を計画者以外の者に譲渡しないこと。</p> <p>③散骨場及びその周辺地域の災害の防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に関して規則で定める基準に適</p>	<p>①敷地が散骨場を設置しようとする者の所有する土地であり、かつ、当該所有権以外の権利が存しないこと。</p> <p>②敷地に隣接するすべての土地所有者の同意を得ていること。</p> <p>③敷地の境界は、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設又は現に人の居住する建造物の敷地境界からおおむね300m以上離れていること。ただし、施設にあつては管理責任者、住居にあつては当該世帯の代表者全員の同意を得たときは、この限りでない。</p> <p>④敷地の境界は、河川及び湖沼から</p>	<p>むね500mの範囲内において事業活動を営む者</p>
---------------------	---	--	---	--	--	-------------------------------

			<p>等保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定された場所でないこと</p> <p>⑤隣接する他の市町村との区域の境界からおおむね500m以上離れた場所であること</p> <p>⑥地形上危険な場所であること</p> <p>⑦上記のほか、この条例の目的を達成するため支障がないと認められる場所であること</p>		<p>合していること。</p> <p>ア 散骨場の施工及び経営に当たっては、土砂の流出防止等の災害防止対策が講じられていること。</p> <p>イ 焼骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の公衆衛生対策が講じられていること。</p> <p>ウ 水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないよう、適切な措置が講じられていること。</p> <p>④散骨場の設置場所及び構造施設が規則で定める基準に適合していること。</p> <p>〔設置場所の基準〕</p> <p>ア 用途地域以外の場所であること及びその境界から300m以上離れていること。</p>	<p>おおむね100m以上離れていること。</p> <p>⑤敷地は幅員4m以上の道路に接していること。</p> <p>⑥敷地が、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。</p> <p>⑦敷地の境界には、目隠しとして障壁又は樹木の垣根等が設置されていること。</p> <p>⑧駐車場、ごみ集積施設、給水設備及び排水設備が設置されていること。</p> <p>⑨上記のほか、散骨場の設置に必要な関係法令との調整が図られている</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>イ 富士箱根伊豆国立公園区域外の場所であること及びその境界から300m以上離れていること。</p> <p>ウ 国道等、河川、湖沼、井戸、公共施設、農地、店舗、事業所、人家等から300m以上離れていること。</p> <p>エ 隣接する他の市町との区域の境界から300m以上離れていること。</p> <p>オ 飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。</p> <p>カ 地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。</p> <p>[構造施設の基準]</p> <p>ア 境界には、障壁又は密植した低木の垣根等が設け</p>	こと。	
--	--	--	--	--	---	-----	--

					<p>られていること。 イ 周囲には、かん水設備等を配置した適切な緑地帯が設けられていること。 ウ 駐車場が設けられていること。 ⑤散骨事業の実施について、隣接土地所有者の同意が得られていること。</p>	
<p>勧告</p>	<p>違反者に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p>		<p>市長は、散骨場以外の場所で散骨を行う届出があった場合において、当該届出に係る散骨を行うことがこの条例の目的に照らし相当でないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該届出に係る散骨に関し区域の変更その他の必要な措置を採ることを勧告することができる。</p>		<p>散骨事業者が次のいずれかに該当するときは、必要な改善措置を勧告することができる。 ①不正な手段により許可を受けたとき ②許可の条件又は許可の基準に違反しているとき ③工事完了の届出をせず、又は工事完了の確認を受けずに散骨場を自ら使用し、又は散骨事業者以外の者に利用させたとき</p>	<p>市長は、設置者が許可基準に違反しているとき又は散骨上の維持管理を適正に行わないときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。</p>

					④報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき ⑤立入検査を拒んだとき。		
勧告違反	勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、期限を定めて勧告に従うことを命じることができる。				改善勧告に従わないときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、必要な改善措置を命じることができる。	勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命じることができる。	
改善命令違反					改善命令に従わないときは、散骨事業者に対し、当該散骨場の使用を制限し、使用の禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	改善命令に従わないときは、散骨場の使用を禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	
立入調査報告徴収	焼骨が散布されている場所又は散布されている疑いのある場所に立ち入り、帳簿等を調査させることができる。		条例の施行に必要な限度において、散骨場の経営状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該散骨場若しくはその附属施設に立ち入り、当該散骨場の経営状況に関し必	「市長が別に定める場合」についての届出があった場合において、特に必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、当該焼骨の散布に関し必要な報告を求め、又は当	条例の施行に必要な限度において、散骨事業者に対し、当該散骨場の経営状況その他必要な事項の報告を求めることができる。 条例の施行に必要な限度において、	条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、散骨場に関する報告を求めることができる。 条例の施行に必要な限度において、職員に、散骨場に立ち入り、施設、	

			要な調査若しくは質問をさせることができる。	該職員に、当該散骨の散布に係る場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができる。	職員に散骨場に立ち入り、帳簿等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。	書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。	
公表	勧告若しくは命令に従わなかった者又は立入調査を拒み、若しくは妨げた者		勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わなかった場合において、これを放置することが公益上著しく支障があると認めるときに限り、その事実その他必要な事項を公表することができる。この場合、あらかじめ、当該勧告を受けた者に理由を通知し、意見を述べ等々の機会を与えなければならない。			使用禁止命令に違反したときは、その旨を公表することができる。	
中止命令 使用禁止命令					許可を受けずに散骨事業を行っている者に対し、中止を命じることができる。	以下の者に散骨場の使用の禁止を命じることができる。 ①許可を受けずに散骨場を設置した者	

						②検査済証の交付を受ける前に散骨場を使用した者 ③許可を取り消された者	
原状回復命令					許可を取り消したとき又は事業の中止を命じたときは、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。	市長は、散骨場の使用禁止を命じたときは、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。	
罰則	焼骨を散布する場所を提供することを業とした者…6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 勧告に従わない者…2万円以下の罰金、拘留、科料 立入調査の拒否、妨害…2万円以下の罰金		許可を得ないで散骨場を経営した者…6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 報告をせず、立入検査を拒み、又は質問に答弁しない者…50万円以下の罰金		許可を受けずに散骨事業を行った者又は現状回復命令に従わなかった者…6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒んだ者…10万円以下の罰金		

- (3) 土地占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (4) ごみ 空き缶、空きびん、食品容器その他の容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、粗大ごみその他の廃棄物全般をいう。
- (5) 焼骨 人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものを含む。）をいう。
- (6) 散布 物を一定の場所にまくことをいう。
- (7) 墓地 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定するものをいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空間部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びその他町長が適正に管理する必要があると認めた土地をいう。
- (9) 空き家 現に人が使用していない建物、人が使用していても相当の期間人が使用していない建物と同様の状態にある建物及びその他町長が適正に管理する必要があると認めた建物をいう。
- (10) 管理不良状態 人が使用せず、又は生活環境に配慮した適正な管理が行われていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく害するとき。
 - エ その他人の安全でかつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき。

（町の責務）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、町民等、事業者及び土地占有者等に対して環境美化意識に関する啓発を行うとともに、自主的な環境美化活動を促進させるなど、必要な施策を講じなければならない。

（町民等の責務）

第4条 町民等は、自主的に清掃活動を行うなど、地域の環境美化に努め、生活環境が阻害されることのないよう町加実施する施策に協力しなければならない。

- 2 町民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみを待ち帰り、又は適正に処理するよう努めなければならない。
- 3 町民等は、飼育し又は管理する犬又は猫が家庭の外でふんをしたときは、そのふんを持ち帰り、処理しなければならない。
- 4 町民等は、空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）が現に管理不良状態あるいはそのおそれのある場合、常に良好な状態で適正に管理されるよう土地占有者等又は町にその指導を要請することができる。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、町が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、当該事業活動によって生じるごみの散乱の防止及び消費者に対する環境美化意識の啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、ごみの散乱を防止するため、自らの事業活動により生じるごみの回収、処分及び再資源化に必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域で、清掃活動の充実に努めなければならない。

（土地占有者等の責務）

第6条 土地占有者等は、町加実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。